

京都府水道事業広域的連携等推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この協議会は、水道法（昭和32年法律第177号）（以下「法」という。）

第5条の4に基づき、京都水道グランドデザインで設定した別表1の圏域区分ごとに設置する。

2 名称を「京都府水道事業広域的連携等推進協議会（以下「協議会」という。）」とする。

(目的)

第2条 協議会は、水道事業に関する現状と課題、今後の見通しについて認識を共有するとともに、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携の推進など水道事業の基盤強化を図るために必要な協議等を行う。

(協議事項等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する協議等を行うものとする。

- 一 各圏域における広域連携・広域化に係る目標の設定や取組に関する事項
- 二 前号の進捗状況の確認
- 三 「水道広域化推進プラン」（平成31年1月25日付け総務省・厚生労働省通知）の策定に関する事項
- 四 「水道基盤強化計画」（法第5条の3）の策定に関する事項
- 五 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成等)

第4条 協議会は、京都府知事（以下「知事」という。）及び別表1の関係団体の長（以下「関係団体の長」という。）で構成される。

- 2 必要に応じ、協議会の構成は変更することができる。
- 3 知事は協議会を開催することができる。
- 4 協議会の構成員は、協議会の開催を知事に要請することができる。
- 5 協議会は、必要があると認められるときは構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(幹事会の構成等)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者で構成される。
- 3 幹事会の招集、運営及び進行は、原則として事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、検討及び調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 幹事会は、必要があると認められるときは構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、原則として非公開とし、会議の検討結果等を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（全体会の開催）

第6条 知事は、必要に応じて協議会の全体会を開催することができる。

2 全体会は、知事及び関係団体の長で構成される。

3 全体会は、府域全体の水道事業に関する事項について協議する。

4 全体会は、必要があると認められるときは構成員以外の者の説明を求めることができる。

5 全体会は、原則として公開とする。ただし、協議内容によっては、全体会に諮り、非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、京都府建設交通部に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関して必要な事務を処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議する。

附則

本要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第1条関係）

圏域区分	構成水道事業者
南部圏域	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、府営水道
中部圏域	亀岡市、南丹市、京丹波町
北部圏域	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町

別表2（第5条関係）

区分	構成員
京都府	総務部長 建設交通部長 広域振興局長
水道事業者	水道事業管理者又はその職務代理者、若しくは水道所管局部長その他の知事及び市町村の長が指名する者